平成２４年（フ）第４１０号
静岡県浜松市中区海老塚１丁目４番10号　フジヤステーションコート浜松1006、前住所熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地1482番地２
債務者　田山　裕二
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５３２号
静岡市清水区堂林２丁目９番16号
債務者　小田桐桂一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２５５号
最後の住所札幌市東区北28条東９丁目２番３号　ノース28―202号
破産者　亡蒲地喜人相続財産
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４号
仙台市宮城野区小田原１丁目６番25号
破産者　合資会社佐藤建具製作所
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５３７号
栃木県鹿沼市幸町２丁目３番10号
破産者　有限会社ＭＯＲＩシステム
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１号
富山県高岡市美幸町２丁目１―25、商業登記簿上の本店所在地富山県高岡市旅籠町９番地
破産者　株式会社島宇商店
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５５４号
静岡県熱海市和田浜南町３番９号
破産者　大野　茂正
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
静岡県熱海市和田浜南町３番９号
破産者　大野　満子
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1057番地の28
破産者　有限会社信明工業
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２６号
最後の住所福岡県大野城市下大利１丁目３番15―403号
破産者　亡井上五郎相続財産
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４号
新潟県柏崎市田中24番８号
破産者　株式会社ハルシン
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第８３３号
愛知県岡崎市滝町字河原ケ60番地の２
破産者　三新電線株式会社
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定中更正

平成２３年（フ）第１８号
島根県益田市七尾町10番39号
破産者　島内　義高
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　平成24年８月21日にした破産手続終結決定及び免責許可決定中、破産者の前住所に「島根県益田市津田町1883番地」とあるのを「島根県益田市津田町1883番地２」と更正する。
松江地方裁判所益田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１８９０号
札幌市東区北26条東20丁目３番６号
破産者　鈴木　　誠
1　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
2　一般調査期日　平成24年11月21日午後２時30分
平成24年９月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５２号
兵庫県加古郡播磨町二子285番地
破産者　青木　一郎
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成25年１月11日午前10時
平成24年９月28日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４７８号
福岡市城南区片江３丁目15番１―101号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区大手門３丁目12番８―501号
破産者　大竹　惠子
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成24年12月６日午後３時
平成24年９月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８３号
福岡市南区高宮２丁目11番14―403号
破産者　山口　稔幸
1　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
2　一般調査期日　平成25年１月15日午後１時30分
平成24年９月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８４号
福岡市南区大橋１丁目10番15号
破産者　内野　伸二
1　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
2　一般調査期日　平成24年12月14日午前11時30分
平成24年９月26日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３０１３号
大阪市北区堂島浜２丁目１番11号
清算株式会社　アール企画株式会社
代表清算人　阿部秀一郎
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部